

県税賦課徴収事務に係る 特定個人情報保護評価の再実施について

令和5年12月4日

総務部税政課

1. 概要

- 県税賦課徴収事務において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）で定める特定個人情報ファイル（個人番号を含むファイル）を保有していることから、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられている。
- また、特定個人情報保護評価に関する規則第15条および特定個人情報保護評価指針第6の2(4)により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に評価の再実施をするよう努めることとされている。
- 県税賦課徴収事務においては、令和5年12月に前回の再評価から5年を迎えることから、評価を再実施するもの。

2. 評価の実施手続(1/3)

(1) 基礎項目評価書の作成

① 実施日(作成日)

令和5年9月20日

② しきい値判断結果

県税賦課徴収事務では、「しきい値」である「30万人以上」の特定個人情報を持っていることから、基礎項目評価に加え、全項目評価の実施が義務付けられる。

2. 評価の実施手続(2/3)

(2) 住民等からの意見募集

全項目評価書(案)について住民等からの意見を聴取

① 方法

県民政策コメント(パブリックコメント)に準じて実施

② 実施期間

令和5年10月1日から令和5年10月31日までの1ヶ月間

③ 主な意見

別添「「県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」
に対して提出された意見・情報とそれに対する県の考え方について」のとおり

2. 評価の実施手続(3/3)

(3) 第三者点検

全項目評価書(案)について滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問

(4) 個人情報保護委員会への提出・公表

全項目評価書を個人情報保護委員会に提出後、公表

3. 今回の修正内容(1/6)

II 特定個人情報ファイルの概要

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ▶委託先事業者の社名変更に伴い、「委託事項1」(税務総合システムの開発および運用管理業務)の「⑥委託先名」を「株式会社NTTデータ」に更新
- ▶入札執行による委託先事業者の変更に伴い、「委託事項3」(国税連携システムASPサービスの導入および運用維持管理業務)の「⑥委託先名」を「株式会社NTTデータ」に更新

3. 今回の修正内容(2/6)

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

「①実施日」を「令和5年9月20日」に更新

2. 国民・住民等からの意見の聴取

「②実施日・期間」を「令和5年10月1日から令和5年10月31日までの31日間」に更新

3. 今回の修正内容(3/6)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

7. 特定個人情報の保管・消去

「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の「再発防止策の内容」について、第7回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護部会での指摘内容を基に修正(詳細は次ページのとおり)

3. 今回の修正内容(4/6)

(修正前)

新たな消費喚起事業を検討する際には、クレジットカードを使用しない形での事業を検討する。

(修正後)

新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。

3. 今回の修正内容(5/6)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

7. 特定個人情報の保管・消去

CO₂ ネットゼロ推進課における県ホームページへの誤記載
事案について追記(詳細は次ページのとおり)

3. 今回の修正内容(6/6)

(内容)

「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。

令和5年11月7日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく管理用Excelファイルを掲載したことにより、公表不可の情報が漏えいした。

(再発防止策)

資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。